

協会だより



一般社団法人
発行所 福井県消防設備協会
〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号
福井県福井合同庁舎5階
TEL(0776)27-3760
FAX(0776)27-3446



写真（左上）敦賀赤レンガ倉庫（全景）

写真（上）敦賀港と大型貨物船

写真（中央）鉄道ジオラマ

目 次

▶ 新年のごあいさつ	1	▶ 防火設備検査員について	11
▶ 平成26年度 消防設備関係功労者等 表彰式	4	▶ 通知・通達 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布ほか	13
▶ 平成28年度 講習会等の予定	5	▶ よくある質問	21
▶ 平成27年度 各種講習会の結果	6	▶ ちょっと気になる新製品	22
▶ 低迷する点検報告率	8	▶ 消防交流広場	23
▶ 消防設備劣化3000校放置	10		

謹
賀
新
年

一謹んで新春の お慶びを申上げます



本年もよろしくお願ひ申し上げます 平成28年 元旦

一般社団法人 福井県消防設備協会

顧 問	福井県消防長会会長	武澤 正美
"	福井県危機対策・防災課課長	坪川 隆
参 与	福井市消防局次長	伊井 武
"	敦賀美方消防組合消防本部消防長	谷口 美勝
"	南越消防組合消防本部消防長	北川 雄
"	若狭消防組合消防本部消防長	松久 和
"	大野市消防本部消防長	高野 幸彦
"	勝山市消防本部消防長	堂清 一
"	鯖江・丹生消防組合消防本部消防長	竹内 美文
"	嶺北消防組合消防本部消防長	牧吉 文
"	永平寺町消防本部消防長	竹内 美
"	福井県危機対策・防災課課長補佐	柳原 仁

役員一同

会長 高村文能

副会長	竹澤慶一	副会長	山本智則
理事	池上昌彦	理事	井上吉弘
"	岩崎新	"	片岡浩範
"	河上淳一	"	小林勝幸
"	齊藤信二	"	酒井一徳
"	白本敏雄	"	竹内幸彦
"	坪田泰敏	"	刀根勝彦
"	早瀬茂樹	"	山田龍彦
"	山本久徳	常任理事	大西新



事務局

主事 岩村晴美

みなと敦賀の
赤レンガ倉庫

国内最大級の鉄道ジオラマを設けた「敦賀赤レンガ倉庫」が、昨年10月に敦賀市金崎町に、新しい観光施設としてオープンした。この赤レンガ倉庫は、明治38年に石油貯蔵用として建設され、以来昭和初期まで日本海側の玄関口として繁栄を極め、「みなと敦賀」の象徴

として今に伝える歴史的建造物で、2009年に国の有形文化財に登録されている。この度、新たな観光スポットとしてリニューアルされ、北棟には全長27mの鉄道ジオラマを設置し、スイッチバック方式で急勾配を上り下りした、かつての北陸本線の勇姿が再現されている。また、敦賀港は、映画「杉原千畝」で紹介されているように、杉原氏が救出したユダヤ人約6000人が上陸した港もある。

新年のごあいさつ 県民の安全・安心の 更なる向上をめざして



一般社団法人 福井県消防設備協会
会長 高 村 文 能

皆様、明けましておめでとうございます。

平成 28 年の輝かしい新春を、ご健勝でお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営をはじめ、各種事業の推進に深いご理解とご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。特に、今年度から新たに取り組むことになった防火管理講習についても所期の目的を達成することができ、消防用設備等の設置工事や保守点検等のハード面のみならず、防火管理というソフト面にも微力ながら協力するなど、協会として、多少なりとも地域の安全・安心に貢献できたのではないかと自負しているところでございますが、これも、県や市町をはじめ、消防機関の皆様の温かいご指導、ご支援と、会員各位のご理解、ご協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

さて、業界を取り巻く情勢はまだまだ厳しさを残しておりますが、そんな中、多くの犠牲者を伴ったホテルやグループホーム、有床診療所等の火災に端を発し、法令や技術基準の一部が改正され、本年 4 月から施行となります。建築基準法関係においても、これまで消防用設備等の保守点検に合わせて実施していた防火扉等の「防火設備」の点検が、本年 6 月からは「防火設備検査員」という資格者でなければ実施できないという、新たな規制措置が施行されます。加えて、会計検査院からは「全国で 3,000 の小中学校において、消防用設備等の不備が放置されたままとなっている」という衝撃的な報道発表もありました。こうした状況を踏まえ、私たちは、今一度 原点に立ち戻り、消防設備士としての使命と責任、そして、消防用設備等の設置意義を再認識するとともに、常に、適正かつ誠実に業務を遂行することが、県民の安全・安心を守る根幹につながることを肝に銘じ、一層の努力、研鑽しなければならないと思います。協会としても、こうした基本理念に基づき、消防設備士の資質向上を図るため、有意義な事業活動を展開して参りますので、今後とも倍旧のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 結びに、今年一年が災害のない穏やかな年となり、皆様方のご健勝と更なるご活躍をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



年頭のごあいさつ

福井県消防長会会長
福井市消防局
消防局長 武澤 正美



平成 28 年の輝かしい新年を迎えるに当たり、会員の皆様に謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

平素、消防行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年国内で発生した災害を振り返りますと、口永良部島新岳や箱根山の噴火災害、更には、台風も例年以上に多く上陸し、特に台風 18 号による関東地方北部から東北地方南部にかけての記録的な大雨は、21 都県で死者 8 名、負傷者 79 名、全壊 76 棟、半壊 4,428 棟、一部破損 235 棟の甚大な被害をもたらしました。

この災害は、気象庁により「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」と命名されましたが、私どもにとっても平成 16 年 7 月の福井豪雨を思い起こすものとなりました。

また、火災につきましては、5 月の川崎市川崎区の簡易宿泊所火災により、宿泊客 10 名が死亡、18 名が負傷したほか、10 月の広島市中区の飲食店火災では、3 名が死亡するなど、尊い人命が多数失われました。これらの火災において、被害が拡大した要因として、建物の増改築時の建築基準法違反も取り沙汰されておりますが、消防機関といたしましても、類似施設の緊急立入検査を実施し、安全の確保を図ったところであります。

一方、有床診療所における火災を踏まえて、消防法施行令の一部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。この改正は、病院・有床診療所等の用途区分の見直しに合わせ、消防用設備等の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するもので、既存の施設においては経過措置が設けられているものの、関係者に対しては早期の設置を指導しているところでございます。

日進月歩 改正される消防法令を適正に運用していくため、消防機関としては、今後とも防災関係機関の皆様と連携を図りながら取り組んでいかなければならないと考えておりますので、会員の皆様には、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福井県消防設備協会の今後ますますの御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、年頭の挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

福井県安全環境部危機対策・防災課
課長 坪川利隆



平成 28 年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

福井県消防設備協会の会員の皆様には、日頃から、本県の消防・防災行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年の本県の火災件数は、165 件（平成 27 年 1 月から 10 月速報値）と前年同時期と比較しても 9 件少なくなっています。

これも一重に、消防関係者の活躍はもとより、消防設備士及び会員の皆様が、消防用設備等の施工や日々の維持管理を的確に実施していただいているお蔭と、心より感謝を申し上げます。

また、全ての住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器については、総務省消防庁の調査によれば、昨年 6 月 1 日現在の全国の設置率 81.0% に対し、本県の設置率は 94.9% と、全国 1 位となっております。

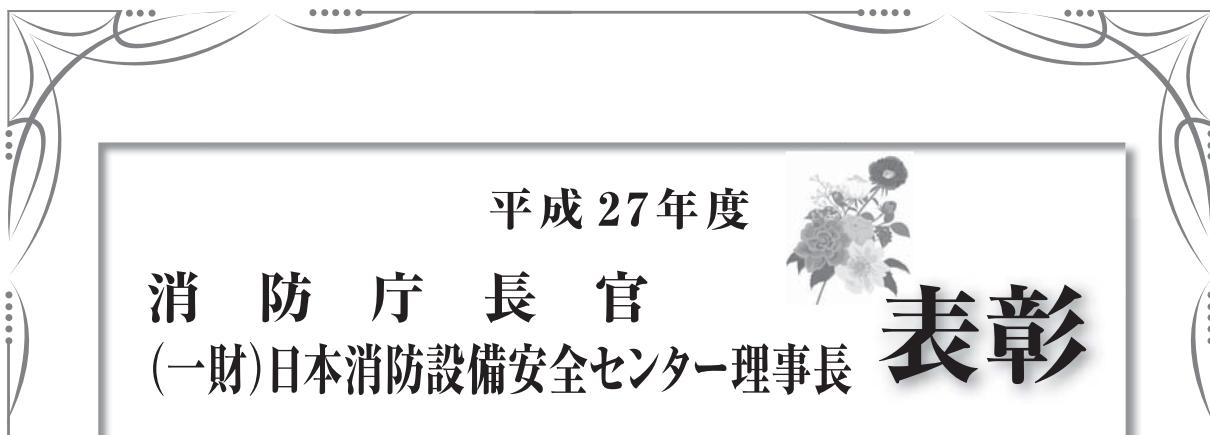
一方、全国では、平成 27 年 5 月の川崎市簡易宿泊所火災や同年 10 月の広島市飲食店火災等、近年、多数の死傷者がいる火災が多発しており、改めて日頃からの火災予防の重要性が認識されております。

こうした中、平成 26 年 10 月には自動火災報知設備やスプリンクラー設備等の設置基準を見直すなどの大幅な法令改正が行われました。

火災から地域住民の生命・財産を守り、被害を軽減させるためには、適正な消防用設備等の設置および維持管理の推進といった取り組みが重要です。

消防用設備等に精通されている皆様方におかれましては、引き続き御支援を賜りたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、申年である本年が、福井県消防設備協会ならびに会員の皆様にとりまして、実り多き飛躍の年となりますようご祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。



平成27年度の消防設備保守業者等の表彰式が、去る11月4日に東京都の「明治記念館」において執り行われました。当協会から受賞された皆様は、次の方々です。誠におめでとうございました。

【消防庁長官表彰】

刀根 勝彦 氏 (株)創電 代表取締役

【(一財)日本消防設備安全センター理事長表彰】

消防設備保守関係者

尾岸 高広 氏 紫光産業(株)

消防協会役員関係

山本 久徳 氏 協会理事 丸栄電工(株)

点検済表示制度推進優良事業所

(株)アイビックス (代表取締役社長 吉田 敏貢氏)



刀根 勝彦 氏



尾岸 高広 氏



山本 久徳 氏



吉田 敏貢 氏

平成28年度の主な行事、講習会の予定

行 事 等

月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

行 事	月 日	場 所
総会・表彰式	5月27日(木)	福井県中小企業産業大学校
実務研修会	7月22日(金)	福井県中小企業産業大学校
消防庁長官等表彰式	11月4日(水)	東京都 明治記念館

講 習 会

月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

行 事	月 日	場 所
設備士法定講習会（消火設備）	8月30日(火)	サンドーム福井 管理会議棟小ホール
設備士法定講習会（消火器・避難設備）	8月31日(水)	サンドーム福井 管理会議棟小ホール
設備士法定講習会（警報設備）	9月1日(木) 9月2日(金)	サンドーム福井 管理会議棟小ホール

行 事	月 日	場 所
第1種消防設備点検資格者 再講習	6月22日(水)	福井県中小企業産業大学校
第2種消防設備点検資格者 再講習	6月23日(木)	福井県中小企業産業大学校

行 事	月 日	場 所
防火管理講習	11月24・25日	福井県中小企業産業大学校
	29年2月1・2・3日	
日本防火・防災協会主催(本部講習)	5/26・27、6/23・24、 8/24・25、8/26、9/27・28	福井県中小企業産業大学校

平成27年度の主な行事、講習会の結果

総会・表彰式

平成27年度の総会及び表彰式が、去る5月21日(木)に福井県中小企業産業大学校において開催されました。

はじめに、平成27年度の表彰式が挙行され、協会役員として山本久徳理事が、優良従業員の20年表彰に、糸川直樹氏(轟産業株)、30年表彰で木下秀幸氏、福嶋光明氏(北陸設備工業)が、また優良事業所として、北陸通信工業(株)福井支店、大槻ポンプ(株)小浜営業所、(株)関電パワーテック大飯事業所が栄えある表彰を受けられました。その後、平成27年度の総会が開催され、平成26年度の事業

報告や決算報告、27年度の事業計画や予算案が可決承認された後、役員改選があり、勇退する竹内会長の後任に高村副会长が新会長に就任されました。

平成27年度 定時総会



消防設備点検資格者 再講習(第1種、第2種)



平成27年度の消防用設備等点検資格者再講習が去る6月24日(水)25日(木)の両日、(一財)日本消防設備安全センターの事務委託を受けて、福井県中小企業産業大学校で開催され、県内外から、第1種、第2種の資格者計115名が受講いたしました。折からの蒸し暑い天気の中、受講者達は、過去5年間に改正された法

令や技術基準等について、日本消防設備安全センター専属講師による講義を真剣に聴講し、点検資格者としての責任と消防用設備等の重要性、保守点検の大切さを再確認していました。

消防設備士実務研修会

平成27年度の消防設備士実務研修会として『消防用設備等セミナー』が、9月25日(金)に福井県中小企業産業大学校で開催されました。

今回は、消防用設備等の保守点検に特化し、点検実施上の留意事項やQ & A、事故事例等、福井市消防局の坂田講師、(一財)日本消防設備安全センター違反是正支援室の岡田講師、美保講師を招聘し、協会会員のほか、県下各消防職員等105名が受講いたしました。

受講者は、講師の説明を真剣な眼差しで聴講し、事故事例等日頃の身近な事案に納得しながらペンを執っていました。



消防設備士講習

福井県知事からの委託を受けて、消防法第17条の10に基づく消防設備士講習を8月25日、26日及び9月1日、2日の4日間にわたりサンドーム福井の管理会議棟小ホールで開催しました。この講習は、消防設備士の資格を取得してから2年以内、また、その後5年ごとに必ず受講しなければならない法定講習であり、「消火設備」関係に141名、「避難設備・消火器」関係に146名、「警報設備」に368名、合計655名の消防設備士が受講しましたが、未受講者が多く発生したため、県と協議し、来る1月26日(火)に福井県中小企業産業大学校で警報設備関係の追加講習を実施します。(130名予定)



低迷する点検報告率！

下の図は、総務省消防庁が調査した平成26年3月31日現在の、全国の消防用設備等の法定点検の報告率です。

国全体（全国平均）でも47.6%であるのに対し、福井県では32.7%と、約10ポイントも低い状況であります。

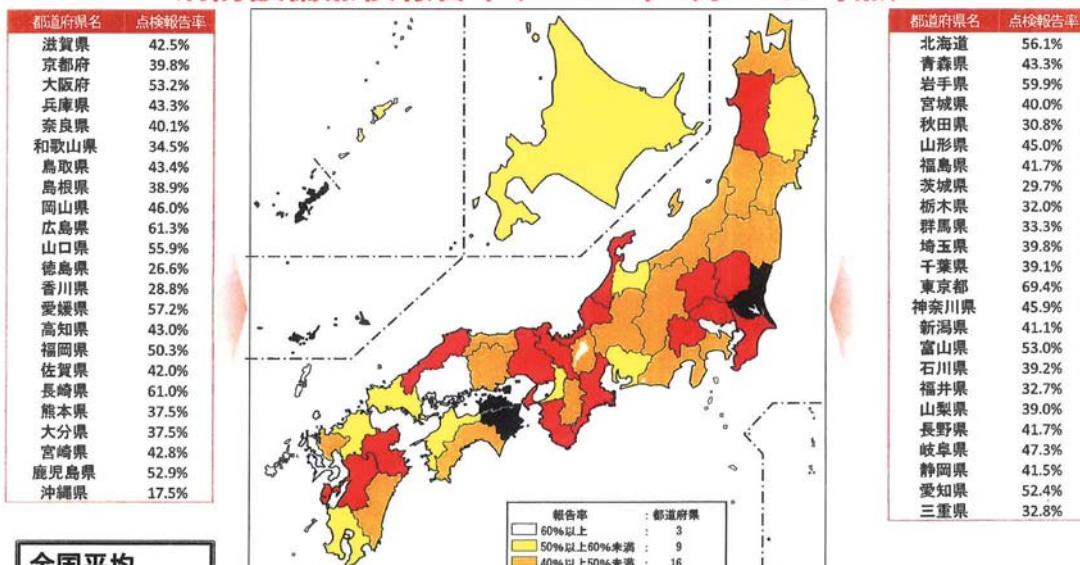
北陸3県を見ても、富山県は53%と、高い数値を維持しています。

全国のトップは東京都で69.4%と、福井県の倍以上です。消防用設備等の重要性を鑑み、会員相互に連携しながら、報告率を向上させる必要があるのではないでしょうか。

（次表は、過去3年間の推移です。参考にしてください。）

消防用設備等の点検報告率について

消防設備点検報告率(2014年3月31日時点)



	全国平均	千m未満	千m以上
H27	47.6%	40.8%	69.5%

暫定値

25.03.31			26.03.31			27.03.31		
No.	都道府県名	点検報告率	No.	都道府県名	点検報告率	No.	都道府県名	点検報告率
1	34 広島県	61.4%	1	13 東京都	69.4%	→ 1	13 東京都	70.4%
2	3 岩手県	61.1%	2	34 広島県	61.3%	↗ 2	3 岩手県	62.6%
3	38 愛媛県	57.5%	3	42 長崎県	61.0%	↗ 3	42 長崎県	61.7%
4	42 長崎県	56.2%	4	3 岩手県	59.9%	↗ 4	34 広島県	60.9%
5	35 山口県	55.7%	5	38 愛媛県	57.2%	→ 5	38 愛媛県	59.4%
6	1 北海道	55.5%	6	1 北海道	56.1%	6	1 北海道	58.1%
7	27 大阪府	52.1%	7	35 山口県	55.9%	7	27 大阪府	54.1%
8	16 富山県	51.7%	8	27 大阪府	53.2%	8	35 山口県	54.0%
9	23 愛知県	49.7%	9	16 富山県	53.0%	9	16 富山県	54.0%
10	40 福岡県	49.4%	10	46 鹿児島県	52.9%	10	46 鹿児島県	53.8%
11	46 鹿児島県	49.1%	11	23 愛知県	52.4%	11	43 熊本県	51.4%
12	21 岐阜県	48.3%	12	40 福岡県	50.3%	12	40 福岡県	51.1%
13	14 神奈川県	46.4%	13	21 岐阜県	47.3%	13	33 岡山県	51.1%
14	6 山形県	45.8%	14	33 岡山県	46.0%	14	41 佐賀県	50.0%
15	2 青森県	45.3%	15	14 神奈川県	45.9%	15	21 岐阜県	48.1%
16	41 佐賀県	44.3%	16	6 山形県	45.0%	16	28 兵庫県	47.9%
17	26 京都府	43.9%	17	31 鳥取県	43.4%	17	31 鳥取県	46.9%
18	7 福島県	43.3%	18	2 青森県	43.3%	18	14 神奈川県	46.1%
19	45 宮崎県	43.1%	19	28 兵庫県	43.3%	19	23 愛知県	45.8%
20	20 長野県	42.8%	20	39 高知県	43.0%	20	26 京都府	45.0%
21	39 高知県	42.4%	21	45 宮崎県	42.8%	21	2 青森県	44.9%
22	19 山梨県	42.4%	22	25 滋賀県	42.5%	22	6 山形県	43.7%
23	15 新潟県	41.7%	23	41 佐賀県	42.0%	23	22 静岡県	43.4%
24	25 滋賀県	41.2%	24	7 福島県	41.7%	24	25 滋賀県	42.6%
25	22 静岡県	41.0%	25	20 長野県	41.7%	25	7 福島県	42.6%
26	31 鳥取県	40.3%	26	22 静岡県	41.5%	26	29 奈良県	42.2%
27	33 岡山県	40.0%	27	15 新潟県	41.1%	27	11 埼玉県	41.7%
28	28 兵庫県	39.4%	28	29 奈良県	40.1%	28	45 宮崎県	41.5%
29	32 島根県	39.3%	29	4 宮城県	40.0%	29	12 千葉県	41.2%
30	12 千葉県	39.2%	30	11 埼玉県	39.8%	30	17 石川県	40.9%
31	17 石川県	38.8%	31	26 京都府	39.8%	31	39 高知県	40.8%
32	43 熊本県	38.3%	32	17 石川県	39.2%	32	20 長野県	40.6%
33	29 奈良県	38.1%	33	12 千葉県	39.1%	33	32 島根県	40.5%
34	4 宮城県	38.0%	34	19 山梨県	39.0%	34	15 新潟県	39.7%
35	11 埼玉県	37.7%	35	32 島根県	38.9%	35	4 宫城県	39.4%
36	44 大分県	35.7%	36	43 熊本県	37.5%	36	44 大分県	36.8%
37	8 茨城県	33.6%	37	44 大分県	37.5%	37	36 徳島県	34.9%
38	13 東京都	33.2%	38	30 和歌山県	34.5%	38	24 三重県	34.4%
39	10 群馬県	33.0%	39	10 群馬県	33.3%	39	19 山梨県	33.5%
40	18 福井県	32.6%	40	24 三重県	32.8%	40	10 群馬県	33.4%
41	30 和歌山県	32.3%	41	18 福井県	32.7%	41	18 福井県	32.9%
42	9 栃木県	31.7%	42	9 栃木県	32.0%	42	5 秋田県	32.8%
43	5 秋田県	31.5%	43	5 秋田県	30.8%	43	30 和歌山県	32.5%
44	24 三重県	29.4%	44	8 茨城県	29.7%	44	9 栃木県	31.8%
45	37 香川県	27.8%	45	37 香川県	28.8%	45	37 香川県	30.6%
46	36 徳島県	26.0%	46	36 徳島県	26.6%	46	8 茨城県	29.8%
47	47 沖縄県	16.7%	47	47 沖縄県	17.5%	47	47 沖縄県	18.0%

消防設備劣化 3000校放置

会計検査院調査（本県も全市町で）

公立小中学校の消防点検の状況を会計検査院が調べたところ、全国20府県の3千校余りで、消火設備の劣化や一部の自動火災報知機が動かないなどの問題が見つかったのに、修繕や交換をしていないケースがあったことが26日(10/26)、分かった、と報道発表された。

点検後3年以上放置していた所もあった。会計検査院の調査は、20府県616市町村の公立小中学校1万2,537校のうち8,408校を抽出して実施。その結果、各市町村教委が平成



平成26年10月27日 福井新聞

適切な対応を働き掛けるよう文部科学省に要求した。文科省は、「真摯（しんし）に受け止め、今後点検の手引を作成するなどして対応したい」としている。

21～24年度の4年間に複数回実施した消防点検で、火災報知機や煙感知器の一部の不作動、避難はしごの錆び付きなど消防設備の劣化といった問題が、合計で延べ約4万8千件見つかっていた。

しかし、このうち353市町村（20府県）の3,392校で見つかった延べ約1万8千件については、昨年春までに修繕などが実施されておらず、延べ6,670件は3年以上も放置されたままであった。

また、市町村教委は建築基準法に基づき、原則として3年に1度は校舎の外壁や教室の天井の劣化などを調べる施設点検をする必要があるが、45市町村では適切に実施していなかった。

一部の自治体は修繕などに必要な予算の確保が追いつかなかったとみられる。

会計検査院では、市町村教育委員会に

防火設備検査員に関する講習会

建築基準法の改正により、新たな「定期報告制度」の中で「防火設備検査員」が位置付けられ、平成28年6月から施行となります。この制度を円滑に開始するため、施行前に一定数の方に防火設備検査員になっていただく必要があることから、日本建築防災協会が、国土交通省の協力のもとに事前講習として、「防火設備検査員に関する講習」を開催するものです。

この講習は、学科講習と実技講習とで構成され、「防火設備検査員に関する講習」の修了者には、国土交通大臣より防火設備検査員の資格者証が交付されます。

受講資格		学 科	卒業後の実務経験
学 校	イ 大学	正規の建築学、機械工学又は電気工学に相当する課程 ▶ 正規の建築学に相当する課程の例 ：建築科、建築学科、建築工学科、建設科、建設学科など	2年以上
	ロ 3年制短大（夜間を除く）	▶ 正規の機械工学に相当する課程の例 ：機械科、機械学科、機械工学科、機械システム工学科など	3年以上
	ハ 2年制短大又は高等専門学校	正規の電気工学に相当する課程の例 ：電気科、電気学科、電気工学科、電気技術科など	4年以上
	ニ 高等学校又は中等教育学校		7年以上
木 11年以上の実務経験（防火設備に関するもの）を有する者			
ヘ 建築行政に関して2年以上の実務経験（防火設備に関するもの）を有する者			
ト 消防吏員として5年以上の実務経験（火災予防業務に関するもの）を有する者			
チ 消防設備点検資格者として5年以上の実務経験（防火設備に関するもの）を有する者			
リ 甲種又は乙種消防設備士として5年以上の実務経験（防火設備に関するもの）を有する者			
ヌ 上記と同等以上の知識及び経験を有する者 (①専修学校、職業能力開発大学校等の課程を修了し、一定の実務経験（防火設備に関するもの）を有する者、②防火設備に関する適切な教育を受け、かつ、一定の実務経験を有する者			

回	開催期間	開催地と定員				
第1回	平成28年 1／13～14	札幌=300	仙台=300	新潟=250	東京=1500	名古屋=500
		大坂=1000	高松=150	広島=300	福岡=500	那覇=150
第2回	平成28年 1／26～27	東京=1000	名古屋=500	大坂=500	福岡=500	
第3回	平成28年 2／8～9	東京=1000	名古屋=500	大坂=500	福岡=500	

※ 詳しくは、日本建築防災協会でご確認下さい。 TEL 03-5512-6451

会員入会について (前号以降の入会)

敬称省略

会員番号	種 別	区 分	内 容			
295	正会員	所 在 地	福井市里別所町505			
		事業所名	株式会社 法美社			
		代表者名	代表取締役 木下雅俊	推薦者	第一防災株式会社	
		電話番号	0776-27-0001		OHPシステム	
		主たる業種	防災設備部門			
		業務の内容	工事・整備・点検			
		資 格 者	【甲種】第4類、5類 【乙種】第1類、6類、7類 第1種・第2種点検資格者			
		入会年月日	平成27年3月25日			

【お詫び】平成27年6月号では、紙面の都合で「入退会」のコーナーを設けることができなかつたため、ご照会が遅れてしまいました。申し訳ございませんでした。(事務局)

今後とも よろしくお願ひいたします。

会員の所在地、代表者等の変更について (前号以降の変更)

敬称省略

会員番号	種 別	区 分	内 容
236	正会員	事 業 所 名	渡辺防災
		所在地変更	【新】あわら市 笹岡20-60 ※住所のみの変更 【旧】あわら市 笹岡20-28

引き続き よろしくお願ひします

通知 通達

総務省消防庁から出された「通知・通達」のうち、消防用設備等に関する主なものは、次のとおりです。

◆特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について(通知)

消防予第351号
平成27年9月4日

消防庁予防課長

先般、鹿児島市内で発生した火災において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備(以下「スプリンクラー設備」という。)のヘッドが火災を感知したにもかかわらず、放水しなかった事案が発生しました。

当該事案は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第14条第1項第10号ハの規定に基づく「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」(平成20年消防庁告示第27号)第4号による配管(硬質塩化ビニル管)の施工上の不具合(別紙)が原因であったと推定されます。このような事案が発生したことを踏まえ、硬質塩化ビニル管を用いた配管及び管継手の適切な施工に当たっての留意事項を下記のとおり定めました。

各都道府県消防防災主管部長におかれでは、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知していただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであること、また、本通知の内容について、厚生労働省健康局水道課を通じて水道事業者等に対して周知されるよう依頼していることを申し添えます。

記

1 施工上の留意事項

(1) 作業手順

硬質塩化ビニル管に接着剤を用いる工法においてヘッドを取り付ける際は、先に配

管と給水栓用ソケットを接合し、その接合部に用いた接着剤が十分に乾燥していることを確認した後に、給水栓用ソケットにヘッドをねじ込み接合すること。

- (2) 接合における接着剤の塗布量
接着剤は、種類により塗布に必要な分量が異なるため、それぞれの製品に応じて適量を薄く均一に塗布すること。
- (3) 十分な乾燥
接着剤の種類によって固着するまでの時間が異なるため、それぞれ製品に応じた養生時間を確保し、十分に乾燥させること。
- (4) 管の面取り
接着接合に使用する管について面取りをしない場合は、接着剤塗布面の接着剤が管や継手内に掻き出され、膜張り現象による閉塞や接着不良が発生することがあるため、所定の面取りを行うこと。
- (5) その他
透明な給水栓用ソケット等を用いるなど外側から接合部の接着剤の状況が目視できる方法があること。

2 その他の留意事項

(1) 事前打合せ時等の注意喚起

事前打合せや着工届の受理の際等に、スプリンクラー設備の配管に硬質塩化ビニル管を用いることが把握できた時点で、施工業者に対し上記1の施工上の留意事項を周知されたいこと。

なお、一般社団法人日本消火装置工業会において、当該施工上の注意喚起に係るリーフレットを作成しており、後日送付する予定であるため活用されたいこと。

(2) 配管及び管継手の施工状況の確認

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の2に規定する検査等において、ヘッドの取付け部付近の配管及び管継手の施工が適切に行われていることを確認する際には、その方法や時期について施工業者と事

前に調整する必要があること。また、確認に当たっては、次のアからウに留意すること。

- ア. 施工状況により天井板を取り付けた後は、ヘッドの脱着が困難となる場合があること。
- イ. ヘッドの脱着を行う際は、給水栓用ソケットと配管の接合部分に過度な力が加わり接合不良とならないよう、給水栓用ソケットを確実に保持し、作業すること。
- ウ. ヘッドと給水栓用ソケットのねじ込み接合に液状シール剤を用いる場合は、液状シール剤が固着するとヘッドの脱着が難しくなるため、シール剤を塗布する前に配管と給水栓用ソケットの接合状況を確認する必要があること。

クリティカルユースの判断について

疑義が生じた場合は、特定非営利活動法人消防環境ネットワークのハロン管理委員会においても個別に相談に応じているので、防火対象物関係者にその旨周知されたいこと。

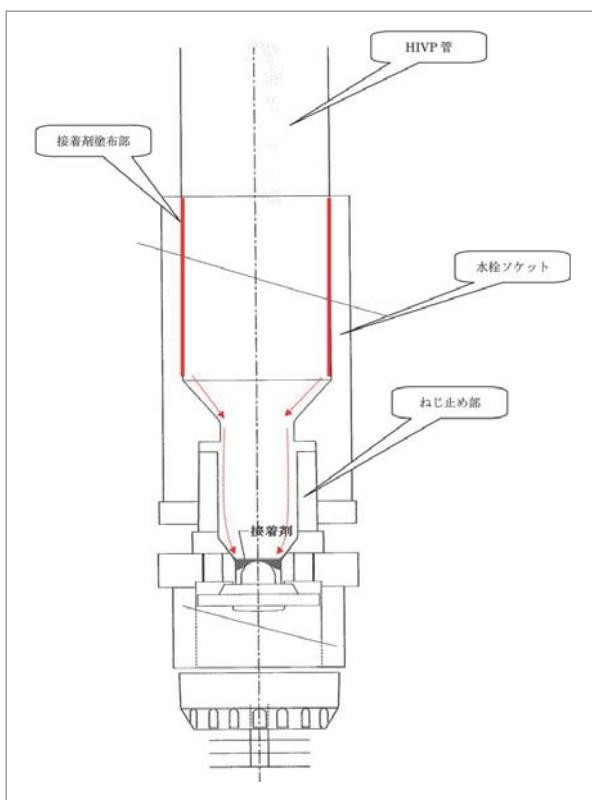


図-1



◆住宅部分が存する防火対象物におけるスプリンクラー設備の技術上の基準の特例の適用について（通知）

消防予第349号
平成27年9月4日

消防庁予防課長

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）及び消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）により、これらの政令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる防火対象物については、原則として、面積にかかわらずスプリンクラー設備を設置しなければならないこととされました。

また、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日付け、消防予第41号、消防安第41号）2(2)により、防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分（以下「住宅部分」という。）が存するもののうち、令別表第1(1)項から(5)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の用途に供される部分の床面積の合計が住宅部分の床面積の合計より大きいものについては、全体を令別表対象物として取り扱うこととなっております。

これらにより、住宅部分を含めた防火対象物全体に対してスプリンクラー設備等の設置を要する場合がありますが、個々の防火対象物の状況によっては、必ずしも住宅部分にスプリンク

ラー設備の設置を要しないことも想定されることから、その際の考え方について、下記のとおりとりまとめましたので、令第32条を適用する際の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物のうち、その一部に住宅部分が存するものであって、次の(1)から(4)に掲げるすべての条件に該当する場合にあっては、住宅部分にスプリンクラー設備を設置することを要しないと考えられること。

なお、次の条件に該当しない場合であっても、個々の防火対象物の状況に応じて、他の防火措置を講ずることにより、同等の防火安全性能を有していると認められるときは、同様に住宅部分にスプリンクラー設備を設置することを要しないこととすることも考えられること。

- (1) 主要構造部が準耐火構造であること。
- (2) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。

また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。

- (3) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。

- (4) 住宅部分（階段及び通路等の共有部分を除く）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という）が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備（隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又

は隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでないこと。



◆合成樹脂製の管等を使用する場合の消火用屋外給水施設の設置に関する運用指針等について（通知）

消防特第161号
平成27年10月1日

消防庁特殊災害室長

「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）の一部を改正する省令（平成27年総務省令第86号）」及び「特定防災施設等に対する定期点検の実施方法（昭和51年消防庁告示第8号）の一部を改正する件（平成27年消防庁告示第14号）」が本日公布・施行されました。

石油コンビナート等特別防災区域における特定事業所の消火用屋外給水施設の配管については、これまで鋼製のものに限ることとされてきましたが、今回の改正により、合成樹脂製の管等も使用できることとなりました。

つきましては、消火用屋外給水施設の配管に合成樹脂製の管等を使用する場合の取扱いについて、下記のとおり通知します。

関係道府県消防防災主管部長におかれましては、貴道府県内の関係市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 合成樹脂製の管等を使用する場合の消火用屋外給水施設の設置に関する運用指針の取扱い消火用屋外給水施設の配管（管、管継手、バルブ類等から構成されているものをいう。以下同じ）合成樹脂製の管及び合成樹脂製の管を接続するものの管継手（以下「合成樹脂製の管等」という）を使用する場合は、「消火用屋外給水施設の設置に関する運用指針について（昭和52年10月6日消防地第204号消防庁地域防災課長通知。以下「運用指針」という。）」中第2の2(2)のうち、ア、イ及びコを次のとおり読み替え、サは削除して運用指針を適用するものとする。

ア. 合成樹脂製の管は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第6号ニ（ロ）に定める基準に適合するものに限ること。具体的には、合成樹脂製の管及び管継手の基準を定める件（平成13年消防庁告示第19号。以下「平成13年告示」という。）「第三管等の性能」に規定する屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に適用される各試験（漏れ試験、耐圧試験、破壊試験、水撃圧試験、曲げ試験、引張強度試験、押しつぶし試験、衝撃試験、長期静水圧試験及び繰り返し温度試験）にそれぞれ合格するものであること。

イ. 合成樹脂製の管を接続するものの管継手は、消防法施行規則第12条第1項第6号ホ（ロ）に規定する消防庁長官が定める基準に適合するものに限ること。

具体的には、（1）合成樹脂製の管同士を接続する管継手、（2）鋼製の管と合成樹脂製の管を接続する管継手、（3）バルブ類等と合成樹脂製の管を接続する管継手いずれの場合についても、平成13年告示「第三管等の性能」に規定する屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に適用される各試験（漏れ試験、耐圧試験、破壊試験、水撃圧試験、曲げ試験、引張強度試験、押しつぶし試験、衝撃試

験、長期静水圧試験及び繰り返し温度試験）に、管、管継手、バルブ類等がそれぞれ相互に接続した状態において試験を実施し、合格するものであること。

コ. 合成樹脂製の管等の摩擦損失水頭は、配管系統の一部に支障を生じた場合においても大型化学消防車等の運用に必要な流量の水をいずれの箇所においても確保できるように、当該管等の摩擦損失水頭を次の算式により求めること。

$$h = 0.00114 \times d^{-4.87} \times Q^{1.85} \times L$$

ただし、 h は摩擦損失水頭（m）、 d は管の内径（m）、 Q は流量（ m^3/sec ）、 L は管の延長（m）とする。

2 合成樹脂製の管等を使用する場合の消火用屋外給水施設の設置基準

「消火用屋外給水施設の設置基準について（昭和55年2月13日消防地第56号消防庁地域防災課長通知）」は、消火用屋外給水施設の配管に鋼製の管及び管継手（以下「鋼製の管等」という。）を使用し、その配管を地下に設置する場合に限り適用されるものとし、合成樹脂製の管等を使用する場合には適用しないこととすること。

なお、合成樹脂製の管等を使用する場合の消火用屋外給水施設の設置については、1による読み替え後の運用指針によるほか、別紙によること。

3 定期点検

地下に埋設された合成樹脂製の管等の配管に係る定期点検については、漏水を検知できる計器等を設置する必要はないものの、放水試験による総合点検を行い、必要な機能が適切に維持されているかを確認すること。

合成樹脂製の管と接続する部分で地下埋設を行う鋼製の管等については、当該部分における地上への漏水の有無について目視により確認すること。

別 紙

合成樹脂製の管等を使用する場合の消火用屋外給水施設の設置基準

*本文中「省令」とは、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第86号）による改正後の石油コンビナート等に

おける特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）をいう。

1 合成樹脂製の管等は、火災の熱等の影響を受けないように設置されていること（省令第10条第1項第2号ハ関係）

地表面から合成樹脂の管等の外面までの距離を0.6m以上離した地下に埋設することにより、火災の熱、紫外線及び荷重の影響を受けないよう設置することができること。この場合においては、平成13年告示第3第3号に規定する「屋外に露出して設けられるもの」及び第4号に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの」に該当せず、耐候性試験、標準耐熱性試験は不要であること。

2 合成樹脂製の管等を地下に埋設する場合の取扱い

(1) 合成樹脂製の管等の埋設箇所等合成樹脂製の管等を地下に埋設する場合には、次によること。

ア. 合成樹脂製の管等は、原則として配管敷内に敷設し埋設すること。ただし、通路、線路埋設等の横断部に設ける場合は、この限りではない。

イ. 合成樹脂製の管等は、その外面から他の工作物に対し0.3m以上の距離を保たせ、かつ、当該工作物の保全に支障を与えない場所であること。

ただし、合成樹脂製の管等の外面から他の工作物に対し0.3m以上の距離を保たせることが困難な場合であって、かつ、当該工作物の保全のための適切な措置を講じる場合は、この限りでない。

ウ. 盛土又は切土の斜面の近傍に設置する場合は、安全率1.3以上のすべり面の外側に埋設すること。

エ. 合成樹脂製の管等の立ち上り部、地盤の急変部等支持条件が急変する箇所に設置する場合は、曲り管のそう入、地盤改良その他必要な措置を講ずること。

オ. 堀さく及び埋めもどしの方法は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）第27条に規定する方法とすること。

カ. 不等沈下、地すべり等の発生するおそれのある場所に合成樹脂製の管等を設置する場合は、当該不等沈下、地すべり等により配管が損傷を受けることのないように必要な措置を講ずること。

キ. 合成樹脂製の管等内部の洗浄を行うことが想定される場合は、それに対応した管路の施工が必要であること。

(2) 位置標識

近傍で工事等が行われる際に合成樹脂製の管等が損傷すること等のないように地上又は地中の配管経路に合成樹脂製の管等の埋設位置及び軸方向を示した表示とともに、仕切弁の設置箇所には地上の見やすい場所に位置標識を設けること。

地上に埋設位置を表示する方法としては、次の方法が考えられること。

- ・埋設した箇所の地表面に目立つ色で着色する方法

- ・標識を設置する方法

- ・杭を設置する方法

- ・鉢を設置する方法地中に埋設位置を表示する方法としては、埋設した管等の上部に標識シートを埋設する方法があること。

この場合、標識シートについては、下記の点に留意する必要があること。

- ・材質はビニル、ナイロン、ポリエチレン等の耐久性を有するものであること。

- ・管の外径以上の幅を有効にカバーするように埋設すること。

- ・合成樹脂製の管等が埋設されていることが表示されていること。

- ・標識シートと管頂との間に有効な距離をとること。

3 鋼製の管と合成樹脂製の管を接続する場合の取扱い

(1) 地上に露出した鋼製の管と地下に埋設された合成樹脂製の管を接続する場合地上に露出した鋼製の管と地下に埋設された合成樹脂製の管を接続する場合には、雨水等の進入を防止できる耐火性能を有する蓋をした地下ピットに設置する方法があること。この場合には、鋼製の管について、地盤面から0.6m以上の根入れ（管長をいう）をとり地下ピット内で合成樹脂製の管と接続すること。（図1-1、図1-2参照）。

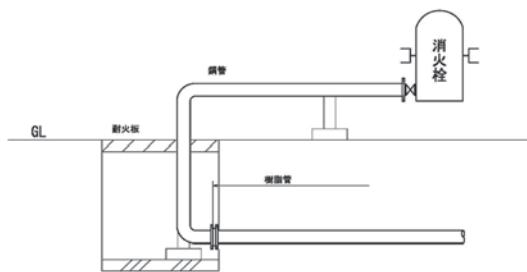
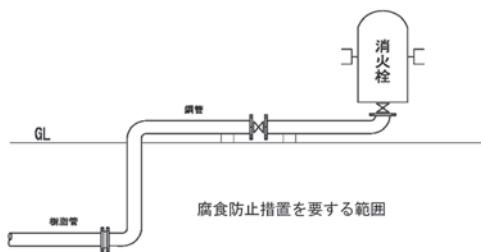


図1-1 ピット内接続の施工例



腐食防止措置を要する範囲

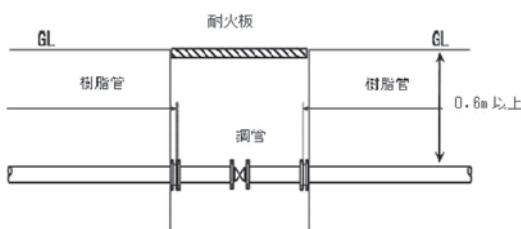


図1-2 ピット内接続の施工例（バルブがある場合）

(2) 鋼製の管と合成樹脂製の管を地中で接続する場合（省令第10条第1項第2号口(3)関係）地上に露出した鋼製の管と地下に埋設された合成樹脂製の管を接続する場合には、上記3(1)に示す方法とは別に、地中で接続する方法があること。

この場合、省令第10条第1項第2号口(3)の規定するところによらなければならないこと。すなわち、地中における管部分に「外面の腐食を防止するための措置」が必要となり、電気的腐食のおそれのある場所に設置する配管にあっては、塗覆装及び電気防食が必要でありその他の配管にあっては、塗覆装が必要であること（図2参照）。

市町村長等においては、熱影響の無いよう鋼製の管を0.6m以上根入れ直埋設し、合成樹脂製の管と地中接続し、かつ地中における鋼製の管部分が必要最小限度となっているかどうかについて確認すること（図2参照）。

なお、この場合、地表面のしみ出しなどにより漏水を目視で確認できるよう、鋼製の管が地上に出る部分をアスファルト舗装等で完全にふさがないこと等、施工に留意すること

（次の(3)についても同様）

図2 地中接続の施工例（鋼製の管と合成樹脂製の管を地中で接続する場合）

(3) バルブ類と合成樹脂製の管を地中で接続する場合（省令第10条第1項第2号口(3)関係）バルブ類と合成樹脂製の管の接続方法として、バルブ類と合成樹脂製の管を地中で接続する方法があること。この場合、バルブ類は省令第10条第1項第2号口(3)の規定するところによらなければならないこと。

すなわち、地中におけるバルブ類に「外面の腐食を防止するための措置」が必要となり、電気的腐食のおそれのある場所に設置するバルブ類にあっては、塗覆装及び電気防食が必要であり、その他のバルブ類にあっては、塗覆装が必要であること。

市町村長等においては、バルブ類と合成樹脂製の管が鋼製の管を介さずに直接接続されているかどうかを確認すること。（図3参照）

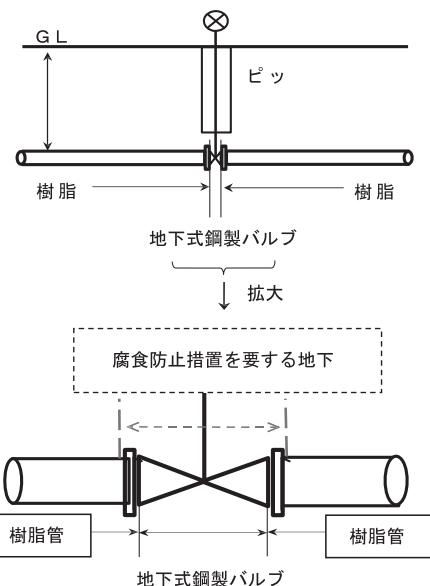


図3 地中接続の施工例（バルブ類と合成樹脂製の管を地中で接続する場合）

◆消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

消防予第434号
平成27年10月20日

消防庁予防課長

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いします。なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

問 「住宅部分が存する防火対象物におけるスプリンクラー設備の技術上の基準の特例の適用について（通知）」（平成27年9月4日付け消防予第349号）により住宅部分への

スプリンクラー設備の設置を要しないとした場合、消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分に係る面積から同条第2項第3号の2に規定する「総務省令で定める部分」の他に当該住宅部分に係る面積を除いた面積が1,000m²未満であれば、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置してよいか。

また、上記の防火対象物に係る令第11条第2項の規定についても、1,000m²に同項に規定する「総務省令で定める部分」の他に当該住宅部分の面積を加えた数値により屋内消火栓設備の設置の要否を判断してよいか。

（答）

前段、後段ともに差し支えない。

硬質塩化ビニル管に接着剤を用いる工法等の留意事項

●管の面取り

接着接合部分の管は、所定の面取りを行うこと。面取りをしない場合、塗布した接着剤が管や継手内に掻き出され、膜張り現象による閉塞や接着不良が発生するおそれがある。

●接着剤の塗布量

製品の種類により塗布に必要な分量が異なるため、それぞれの製品に応じて適量を薄く均一に塗布すること。

●十分な乾燥

それぞれの製品に応じた養生時間を確保し、十分に乾燥させること。

●作業手順

ヘッドを取り付ける際は、先に配管と給水栓用ソケットを接合しその接合部に用いた接着剤が十分に乾燥していることを確認した後に、給水栓用ソケットにヘッドをねじ込み接合すること。

●ヘッドの脱着を行う場合

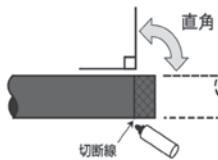
ヘッドの着脱を行う際は、給水栓用ソケットを確実に保持し、ヘッドや配管を破損させないようにすること。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の接着剤による配管接合手順と注意点

(参考) 下記は、積水化学工業株式会社(賛助会員)の製品の場合の施工手順例です。よって、実際に使用する製品の配管接合手順に従って下さい。

施工手順

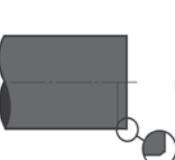
1 管の切断



- 油性ペンなどで切断標線を記入し、塙ビ用ノコギリで管軸に直角に切断します。

▲注意 管が変形したものやすり傷のついたものは切り除いてください。

2 面取り



- バリやカエリのないよう、全周を面取りします。

▲注意 原管や鋸切断のまま接合しないでください。

3 ゼロポイントの記入



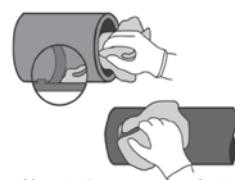
受口長さ(l)
管が入りにくかったり、簡単に奥まで入るときは離手を変える
標線

- 接着剤をつけずに管を挿入します。
- 管が止まる位置(ゼロポイント)が受口長さの1/3~2/3の間にあることを確認し、継手外面にマーキングします。

(参考)

呼び径	13	16	20	25	30	40	50
受口長さ(l)	26.0	30.0	35.0	40.0	44.0	55.0	63.0
△X/3	-	-	-	-	-	-	21

4 清浄処理



- 乾いたウエスで水、土、ほこりをふき取ります。

※特に接合部に油等が付着している場合は、工業用アルコールを少量用いて清浄してください。

5 接着剤の塗布



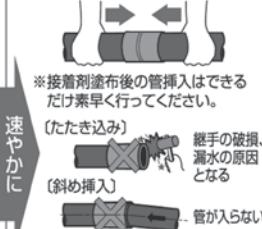
継手内面は薄く

X [塗り忘れ]

下側を特に注意

6 管の挿入

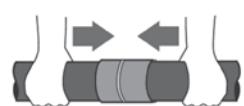
必ず奥まで挿入してください。



▲注意 接着剤の塗布および挿入は途中で停止することなくすみやかに一気に挿入してください。(ねじらずに挿入してください)

7 保持・養生

本製品(50A以下)の保持時間は30秒以上。



- 荷重をかけたまま保持します。

▲注意 はみだした接着剤はウエスなどでふき取ってください。

▲注意 本製品以外(65A以上含む)の保持時間は各メーカーにお問い合わせください。

●接着剤の養生時間と接着強度について

管と継手の接着部の強度は、呼び径や接着剤の塗布量、温度、保持時間および挿入量によって変化します。

詳しくは各メーカーに確認してください。

参考製品 エスロン接着剤NO.83Sホワイト、NO.20Sホワイトの接着剤塗布量と注意事項

■接着剤塗布量

呼び径	13	16	20	25	30	40	50
接合 1箇所当りの塗布量(g)	0.7	1.0	1.5	2.0	2.5	3.5	5.0



●NO.83Sホワイト
(養生時間:24時間)



●NO.20Sホワイト
(養生時間:2時間)



●エスロンHI継手
透明ブルー

▲ 注意事項

- 屋外で保管する時には直射日光を避け、熱気のこもららない方法でシート掛け等を行ってください。
- 継手の変形やよごれを防止するため、屋内保管を原則としてください。特に、高温雰囲気下(夏場の車中等)は、継手が変形するおそれがあるため、さけてください。
- 材質に悪影響を与える有機化合物(アセトン、シンナー、クレオソート)を吹き付けたり、塗ったりしないでください。
- 管、継手には直接ねじを切らないでください。
- 屋外などで光線が通過して藻の発生が考えられる場合には、遮光テープを巻いてください。
- 標準施工法を守らない場合、所定の接合強度が得られない場合がありますのでご注意ください。
- 低温時の施工では、ソルベントクラック(SC)防止のため配管後に送風機等で接着剤蒸気を排除してください。
- 配管が建物の外周基礎や壁、床等を貫通する際に使用されるシーリング材には、硬質ポリ塩化ビニル管・継手に悪影響を及ぼす可塑剤(フタル酸エチル、DOP等)や有機溶剤(キシレン、トルエン等)を含む物(ポリウレタン系シーリング材等)があります。これらの成分を含むシーリング材は塙ビ管や継手に悪影響を及ぼす恐れがありますので使用しないでください。(推奨品:積水フラー社製シリコン系シーリング材、变成シリコン系シーリング材)



自動火災報知設備の移報用装置の点検について



自動火災報知設備の点検要領機器点検の点検項目のうち受信機および中継器の付属装置の点検について、点検要領では移報の確認をする移報先として表示器等、また消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等が例示されているが、警備会社への移報用装置も点検が必要なのか。



警備会社への移報用装置については、消防法第17条の3の3に基づく点検及び報告の義務はなく、消防法令上、維持管理の必要はないものです。(昭和61年1月17日消防予第7号4(5)参照)

なお、移報用装置は、自動火災報知設備の性能機能等に悪影響を与えないように適正な品質を有していることが必要であることから、自主管理が求められている。(平成2年2月1日消防予第12号参照)

感知器の確認表示灯について



共同住宅に設置された通常の自動火災報知設備の受信機が古く、型式失効に該当するが、未だ交換されていない。

この自動火災報知設備の煙感知器が作動不良となつたので交換したが、交換したスポット型の煙感知器には確認表示灯があり、点灯しても直ぐに

切れてしまう。この場合、点検票上、煙感知器は不良とすべきか。



煙感知器を交換した際、自動火災報知設備の点検要領に「確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。」とあるので、当該感知器の点検結果は×となる。

備考欄に、「火災受信機と煙感知器の接続には互換性のある場合もあります。詳しくは火災受信機のメーカーにお問い合わせください。」とコメントを記載した方がよいと思われる。

火災通報装置の蓄積音声情報について



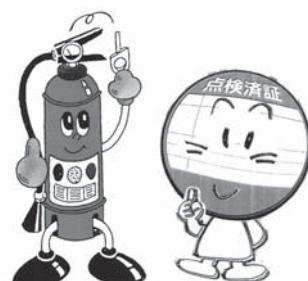
火災通報装置の点検時に、蓄積音声情報に電話番号が入っていないと指摘を受けた。告示基準に示された内容は、すべて必要か。点検基準及び点検要領においては「蓄積音声情報の内容が適切であること。」となっている。

また、「点検実務必携」の点検票の記載例の備考欄でも、メッセージ例にも電話番号が入っていないが。



火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）では、「音声情報は、火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報、その他これに関連する内容のこと。」とされており、点検時は、これらが適正であるかを確認する。

なお、「電話番号の情報その他これに関連する内容」については、整理番号等を付与している場合があり、電話番号でないものもある。





ちょっと気になる 新製品



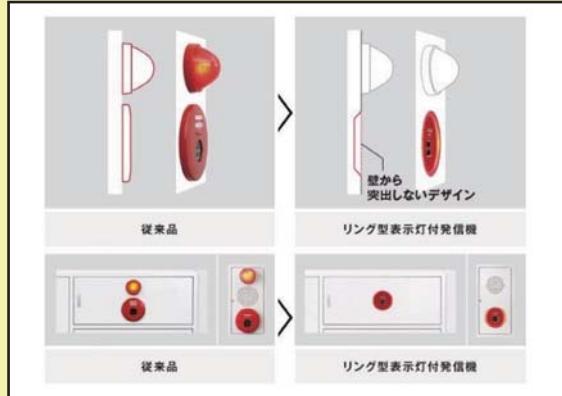
リング型表示灯付発信機 能美防災株式会社

発信機とその位置を示す表示灯は、自動火災報知設備の構成機器として、防火対象物関係者はもとより、そこ出入りする全ての人の目にふれる機会が多い機器の1つです。火災の早期発見・通報など、人命安全に直結することから、製品色は、消防検定規格で「赤色」と規定されており、建物に設置したときも、その設置位置や構造、高さ等が法令で定められているなど、有事に備え、平常時でも目立つことが必須条件となっています。また、斜め方向からの視認性を確保するため、壁面から突出した形状となり、誤ってぶつかり怪我や破損することもある、近年、操作性や視認性を保持しつつ、壁面から突出しない、建物内装にマッチしたデザインが求められていました。

そこで、能美防災株式会社が開発した「リング型表示灯付発信機」<2014年グッドデザイン金賞を受賞>をご紹介します。

〔製品の特徴〕

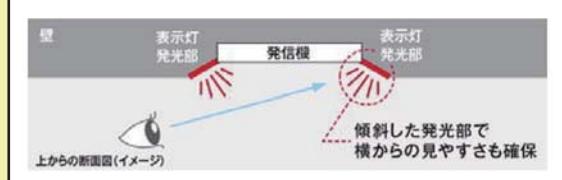
(1) デザイン性の向上



従来、壁面から突出していた赤色表示灯を発信機の周囲にリング状に配置し、壁面とフ



ラットな形を実現。すっきりしたデザインながらも見やすさをしっかりと確保。普段はあまり目立たず、景観を保っているが、イザという時には、視認性や易操作性を遺憾なく発揮する、新しい時代の「火災報知機」です。



(2) 利便性、安全性の向上

壁面とフラットにすると、左右から見難くなるが、リング型の表示灯に傾斜をつけることで見安さを確保し、基準に適合させている。また、発信機周りに表示灯をリング状に配置したことで、作動時、発信機の周囲が光り、その光が発信機を照らすため、夜間、暗い中でも操作が容易になる。赤黒が識別しにくい色弱者にも、押し釦の周囲を白く縁取りすることで、判り易くしている。

更には、壁面とフラットになることで、誤ってぶつかっても怪我をしないようになっている。*月刊フェスク5月号から



**消防に携わる
皆様へ**

会員制Webサイトで 情報交換しよう!

消防交流廣場

会員登録は
こちらから

<https://www.fesc119.net>

※有料会員になると、すべてのコンテンツがご利用になれます。



パソコン、タブレット、スマートフォン
・これからもアクセスできます

会員
参加型

交流揭示板

会員
参加型

事例研究

会員
参加型

消防関連Q&A

会員
参加型

設備士
試験対策

広場からの お知らせ

団体のお客様

月刊フェスク
様式ダウンロード

法令・通知 報告書

みんなの意見を
聞きたい

自分たちの活動を
知ってほしい

困った時に
相談にのってほしい

国や地域の
最新情報がほしい



一般財団法人 日本消防設備安全センター

責任をより明確に

消防用設備の安全チェックは
このラベルで !!



点検ラベルは **安全と信頼** の証です

消防用設備等は、命と財産をまもります。

消防法に定められた定期点検は必ず実施しましょう。

このラベルは当協会の会員であり、

かつ消防用設備等点検表示制度会員でもある

登録業者等が行う適正な点検の証明です。

ラベルの発注は時間の余裕をもってFAXでお願いします。

一般社団法人福井県消防設備協会は、県民の安全を希求しています。

一般社団法人 **福井県消防設備協会**

事務局／福井市松本3丁目16-10 TEL 0776-27-3760